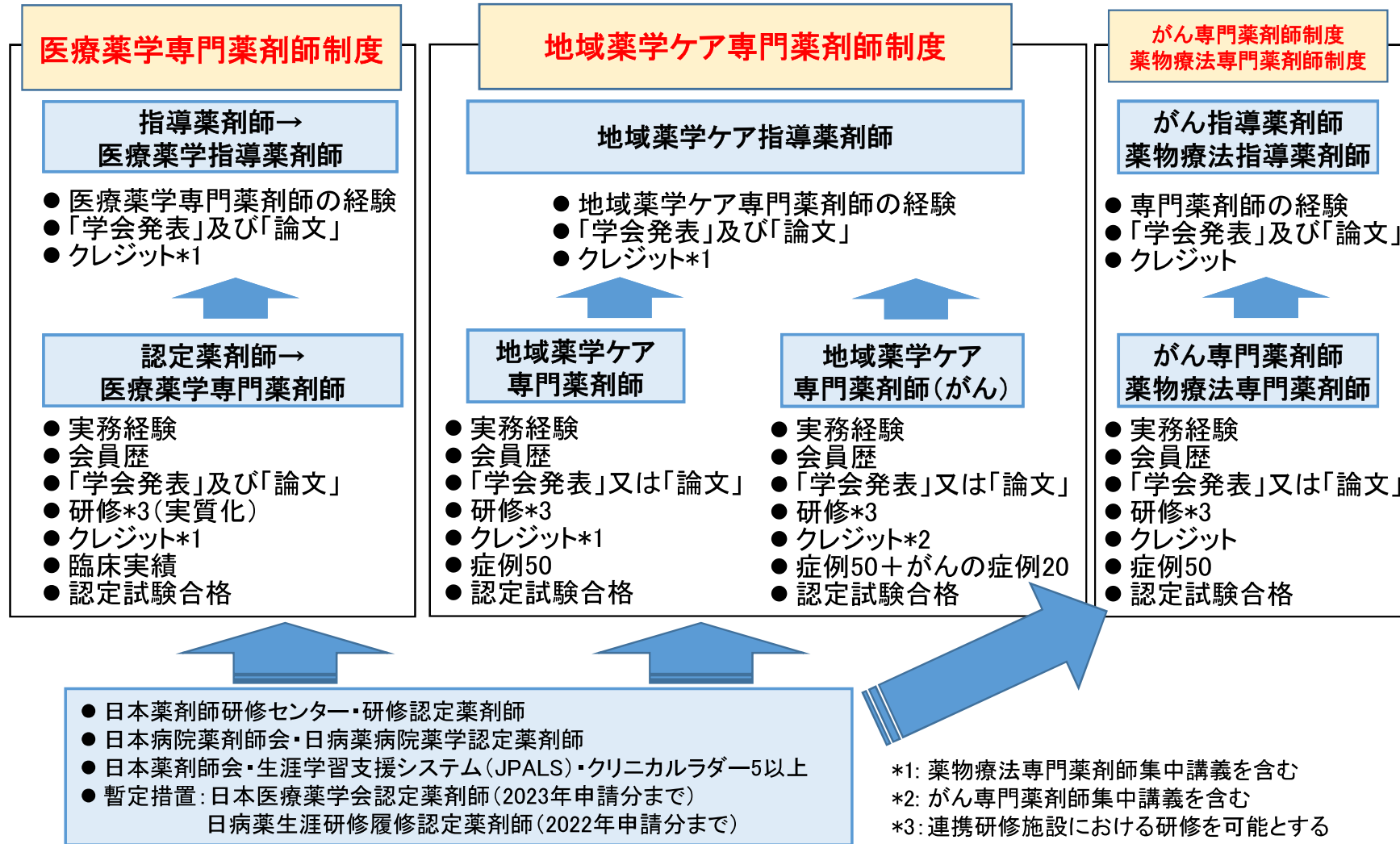


地域薬学ケア専門薬剤師認定制度

日本医療薬学会
地域薬学ケア専門薬剤師認定委員会
出石 啓治
岡山県薬剤師会 副会長/いずし薬局

日本医療薬学会の専門薬剤師制度



特定の機能を有する薬局の認定

○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）

患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・**学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置**

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新と認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」の認定も進められる。

学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

専門医療機関連携薬局の役割



がん薬物療法を提供するに際して
モノ(医薬品)と医薬品情報を患者や地域にある医療提供施設
(病院・医院・薬局)への提供する役割

地域薬学ケア専門薬剤師とは

[規程 第4条]

地域薬学ケア専門薬剤師とは、幅広い領域の薬物療法に関する高度な知識と技能を用い、**地域包括ケアなどの地域医療・介護等を担う他職種と協働し薬物療法を実践**することにより、患者に最大限の利益をもたらすとともに研究活動を実践出来る者として、本学会が実施する専門薬剤師認定審査に合格した者をいう。

なお、**副領域(がん)**については、別途、認定資格を定め、審査を実施する。

地域薬学ケア専門薬剤師

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
2. 実務経験を5年以上有すること。
3. 5年以上継続して本学会会員であること。
4. 日本薬剤師研修センター・研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会・病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会・生涯学習支援システム(JPALS)・クリニカルラダー5以上、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定を受けていること。
5. 研修施設において、研修ガイドラインに従って地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有すること。(カンファレンスへの参加を含む)
6. 別に定めるクレジットを5年で50単位以上履修していること。
7. 薬物療法専門薬剤師集中講義1回以上参加していること。
8. 本学会年會に1回以上参加していること。
9. 自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告50症例(4領域以上の疾患)を提出すること。
10. 学会発表2回以上(年會において本人が筆頭発表者となった発表を含む) または論文発表1回(筆頭)
11. 専門薬剤師認定試験に合格すること。(生涯学習達成度確認試験)

地域薬学ケア専門薬剤師 (副領域:がん)

1. 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた人格と見識を備えていること。
2. 実務経験を5年以上有すること。
3. 5年以上継続して本学会会員であること。
4. 日本薬剤師研修センター・研修認定薬剤師、日本病院薬剤師会・病院薬学認定薬剤師、日本薬剤師会・生涯学習支援システム(JPALS)・クリニカルラダー5以上、その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師のいずれかの認定を受けていること。
5. 研修施設において、がん領域の研修ガイドラインに従って地域薬学ケアに関する5年以上の研修歴を有すること。(カンファレンスへの参加を含む)
6. 別に定めるクレジットを5年で50単位以上履修していること。
7. 薬物療法専門薬剤師集中講義およびがん専門薬剤師集中講座にそれぞれ1回以上参加していること。
8. 本学会年會に1回以上参加していること。
9. 自ら実施した5年の薬学的管理を行った症例報告50症例(4領域以上の疾患) +がん領域20症例
10. 学会発表2回以上(年會において本人が筆頭発表者となった発表を含む) または論文発表1回(筆頭)(がんに関係したものを含む)
11. 専門薬剤師認定試験に合格すること。(生涯学習達成度確認試験)

これまでの医療薬学会における 研修の仕組み



- 医療薬学会の研修施設：病院及び薬局
 - 指導薬剤師の**在籍**が必須
- 原則として**、指導薬剤師が施設に勤務している薬剤師のみしか研修認定を受けることができない。

「地域薬学ケア専門薬剤師制度」における 研修の仕組み

一定の要件を満たす薬剤師が在籍し、かつ、
施設要件を満たせば、施設(薬局)の薬剤師
も研修認定を受けられる制度



基幹施設(常駐:指導薬剤師)



連携施設:薬局

月に3-4回カンファランス等に出席し、
指導薬剤師から指導を受ける(研修
及び研究発表に関する指導も含む)

- ・日常的な薬物療法や地域薬学ケアに関する研修は自らの所属薬局にて実施
- ・コアカリキュラムに従った研修は、連携施設の指導的な薬剤師(医療薬学専門薬剤師など)がおこなう。

日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師認定制度」連携施設の要件

以下の(1)～(5)のすべての要件と、(6)～(13)のうち4つ以上の要件を具備していることを要する。 [規程 第6条3]

(B-1)連携施設の【人的】要件

(1)本学会の「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「地域薬学ケア専門薬剤師(暫定含む)」、「薬物療法専門薬剤師」、「がん専門薬剤師」、「医療薬学専門薬剤師」、

または下記一～四の資格を満たしている薬剤師のいずれか1名以上が常勤として勤務していること。

一 本学会会員であること。

二 「日本薬剤師研修センター研修認定薬剤師」、「日本病院薬剤師会日病薬病院薬学認定薬剤師」、「日本薬剤師会生涯学習支援システム(JPALS)クリニカルラダー5以上」、「その他本学会が認めた認定制度による認定薬剤師」のいずれかの認定を受けていること。

三 日本薬剤師研修センター主催の薬剤師生涯学習達成度確認試験に合格していること。

四 第4条の2(10)に相当する研究業績を有すること。

(B-2)連携施設の【施設】要件

(2)基幹施設に所属する本学会の「地域薬学ケア指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」、「がん指導薬剤師」のいずれかによる研修ガイドラインに沿った継続的な指導の受入ができる体制を有していること。または、基幹施設での研修に参加できる体制を有していること。

(3)4領域以上の疾患患者に対する調剤業務の実施及び要指導医薬品・一般用医薬品による自己治療の支援を実施していること。

(4)月に2回以上の患者薬学管理に関する検討会を実施していること。

(5)高度管理医療機器販売業の許可を有していること。

(6)薬学的指導を行う際に患者のプライバシーの確保がなされていること。

(7)複数の医療機関の処方箋を持参した患者が25%以上いること、または直近1年間に受け付けた処方箋の月ごとの平均医療機関数が15以上あること。

(8)医薬品の安全性情報を含めて医療情報を収集し、管理していること。

(9)居宅療養管理指導または在宅訪問薬剤管理指導を実施している実績があること。

(10)入退院時の連携体制や医療機関への情報提供体制を有していること。

(11)麻薬処方箋の応需実績があること。

(12)クリーンベンチ等における無菌製剤の調製実施可能な体制を有していること。

(13)腎機能などの臨床検査値などに基づく処方監査や処方提案を実施していること。

赤枠内は必須要件

学会発表・論文について

学会発表

Q22：学会発表は、どの学術大会が認められるか。

A22：医療薬学に関する全国学会、国際学会あるいは別に定める地区大会での発表が対象となります。「別に定める地区大会」は以下表のとおりです。

エリア	規程第4条(10)「別に定める地区大会」一覧
北海道	北海道薬学大会 日本薬学会 北海道支部例会
東北	日本病院薬師協会東北ブロック学術大会 日本薬学会 東北支部大会
北陸・信越	日本病院薬師協会北陸ブロック学術大会 北陸信越薬師協会大会・北陸信越薬師学術大会 日本薬学会 北陸支部例会
関東	日本病院薬師協会関東ブロック学術大会 日本薬学会関東支部大会
南海	日本病院薬師協会東海ブロック・日本薬学会南海支部合同学術大会 日本薬学会東海支部総会・大会
近畿	日本病院薬師協会近畿学術大会 近畿薬師学術大会 日本薬学会関西支部総会・大会
中国・四国	日本薬学会・日本薬師協会・日本病院薬師協会中国四国支部学術大会
九州	九州山口薬学大会 日本薬学会九州山口支部大会

Q23：学会発表に、日本薬師協会の学術大会は含まれるか。

A23：日本薬師協会の学術大会は、学会発表の対象となります。

論文

- ・医療薬学分野の学術誌
- ・商業誌は×
- ・複数査読制の学術誌

「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定 【過渡的措置による「暫定認定」について】

- 日本医療薬学会では、研修施設(基幹施設及び連携施設)の連携構築に基づき、「地域薬学ケア専門薬剤師」の認定を目指す薬局薬剤師が、**基幹施設の指導薬剤師のもとで研修を受けられる枠組みを新たに取り入れる**ことから、まず、「地域薬学ケア専門薬剤師研修施設」において、地域薬学ケアに関する**5年以上の研修**を行ったうえで認定申請を行います。そのため今年度より正規認定の申請を受け付けますが、最初の認定審査を行い専門薬剤師が誕生するのは、最短で2028年となります。《正規認定》
- そこで、日本医療薬学会では、まず**ある一定の条件を満たした研修希望者**について、過渡的措置として地域薬学ケア専門薬剤師の「暫定認定」としての認定を行ったうえで、研修を進める仕組みを開始しています。「暫定認定」の仕組みでは、2020年より、「暫定認定」申請の受付を開始し、**2021年1月より、「地域薬学ケア専門薬剤師」が誕生**しました。その後、各研修施設で5年間の研修が2021年4月よりスタートしています。

日本医療薬学会地域薬学ケア専門薬剤師「暫定認定」の申請要件

[細則 第13条]

「地域薬学ケア専門薬剤師」

- (1)以下のいずれかを有していること
日本薬剤師会「JPALS認定薬剤師」
日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」
日本病院薬剤師会「日病薬病院薬学認定薬剤師」
「日病薬生涯研修履修認定薬剤師」
(2022年申請分まで)
日本医療薬学会「認定薬剤師」(2023年申請分まで)
- (2)実務歴が5年以上
- (3)申請時に日本医療薬学会の会員であること。
- (4)学会発表(筆頭)が1回以上、もしくは論文(筆頭)が1報以上あること。
- (5)学会等参加・発表単位を、20単位以上取得していること。
- (6)上記の1から5の条件を全て満たす者で、本学会委員会の選考を経て、理事会で承認された者。

「地域薬学ケア専門薬剤師(副領域:がん)」

- (1)以下のいずれかを有していること
日本薬剤師会「JPALS認定薬剤師」
日本薬剤師研修センター「研修認定薬剤師」
日本病院薬剤師会「日病薬病院薬学認定薬剤師」
「日病薬生涯研修履修認定薬剤師」
(2022年申請分まで)
日本医療薬学会「認定薬剤師」(2023年申請分まで)
- (2)実務歴が5年以上
- (3)申請時に日本医療薬学会の会員であること。
- (4)学会発表(がん領域:筆頭)が1回以上、もしくは論文(がん領域:筆頭)が1報以上あること。
- (5)学会等参加・発表単位を、20単位以上取得していること。
- (6)がん専門薬剤師集中講義を受講していること。
- (7)上記の1から6の条件を全て満たす者で、本学会委員会の選考を経て、理事会で承認された者。

暫定措置は、2020年～2024年の申請分までとする。1回目の更新までに、「地域薬学ケア専門薬剤師」としての新規認定申請時の要件を満たせば、認定の更新が可能となる。満たせなければ、認定資格は消失する。

2022年度より

正規認定の受付が開始します！

Cパターンの研修者が 正規認定を取得するまで

過渡的措置期間
= 暫定認定申請可

2023年度 2024年度 2025年度 2026年度 2027年度 2028年度

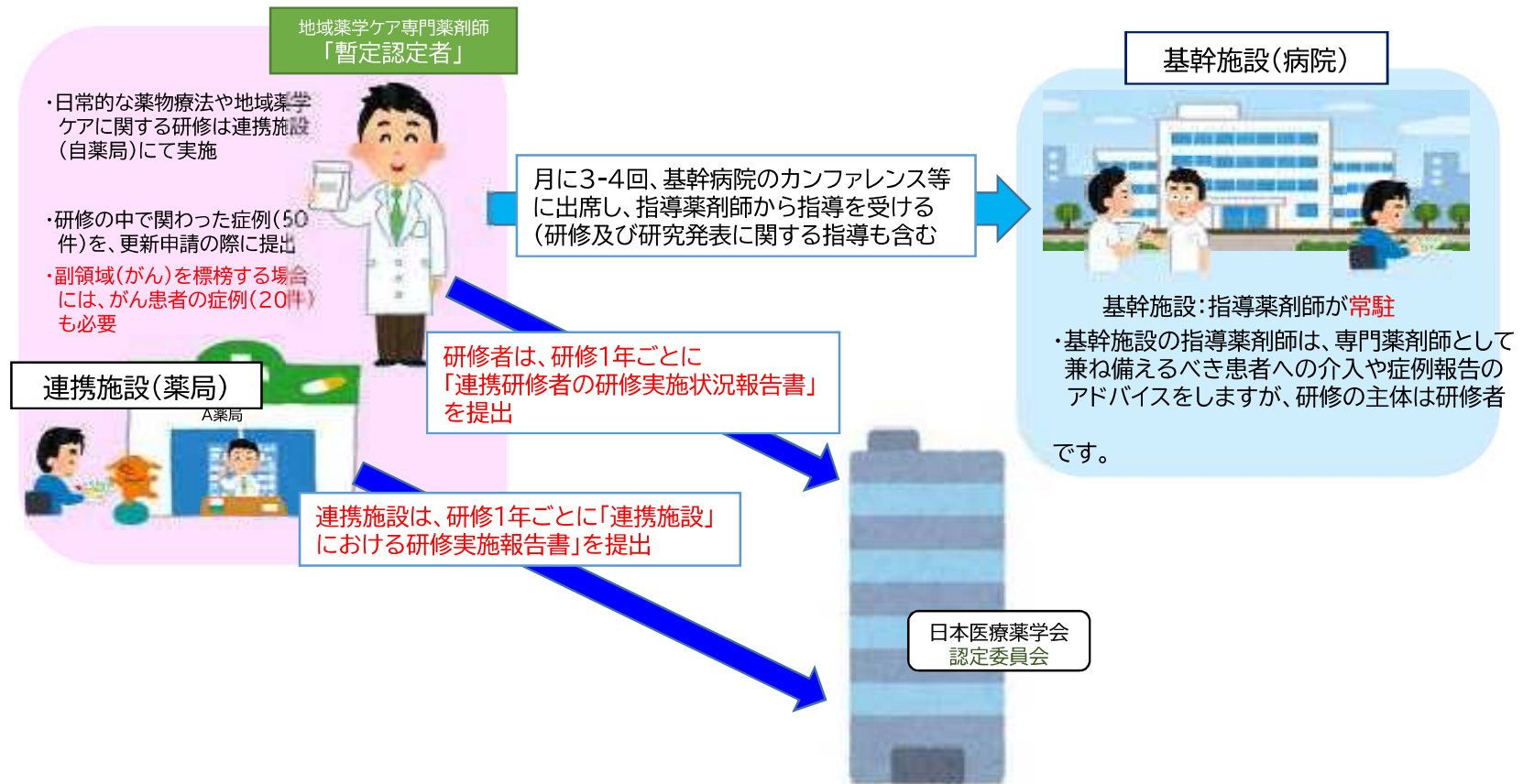
連携施設に所属 (又は認定取得)し、 無資格で研修開始。 途中から暫定認定者 に切り替えて継続。	認定	無 (暫定認定申請)	暫定1年目	暫定2年目	暫定3年目	暫定4年目 (正規認定申請)	正規認定
		無	無 (暫定認定を 申請)	暫定1年目	暫定2年目	暫定3年目 (正規認定申請)	正規認定
	研修歴	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	—

要件を満たし暫定認定を取得すれば、
暫定認定者に切り替えて研修継続可。

※ただし2024年秋の認定申請まで※

暫定認定期間中、満了年度より前でも、
要件を満たせば 正規認定への更新申請
が可能

日本医療薬学会「地域薬学ケア専門薬剤師」 - 基幹施設と連携施設での研修の流れ -



研修者(薬局薬剤師)の感想

- 疑義照会や問い合わせを行った後の、病院での対応や情報共有の流れを知ることができた。
- 患者の薬物療法に対して、これまで以上に深く掘り下げて考えることを意識するようになった。
- 患者背景やキーパーソンなどの患者情報の重要性を知った。
- 検査値に対する知識不足を感じる。
- 検査結果をどのように評価して、薬物治療に活かしていくのか学びたい。

指導者(病院薬剤師)の感想

- 退院後の患者のリアルな状況を共有でき、病院薬剤師が患者のフォローアップにどのようにかかわっていくかを考えるきっかけとなった。
- 患者のフォローアップを考えることは、指導薬剤師だけでなく薬剤師全体に良い影響となっている。
- 居宅管理やOTCによるセルフメディケーションに関する症例が参考になった。
- 患者の**プロブレム**を意識して介入を行い、**根拠に基づいた提案**を行う。



この連携が生まれることにより、
地域における薬剤師のレベルは必ず上昇する！